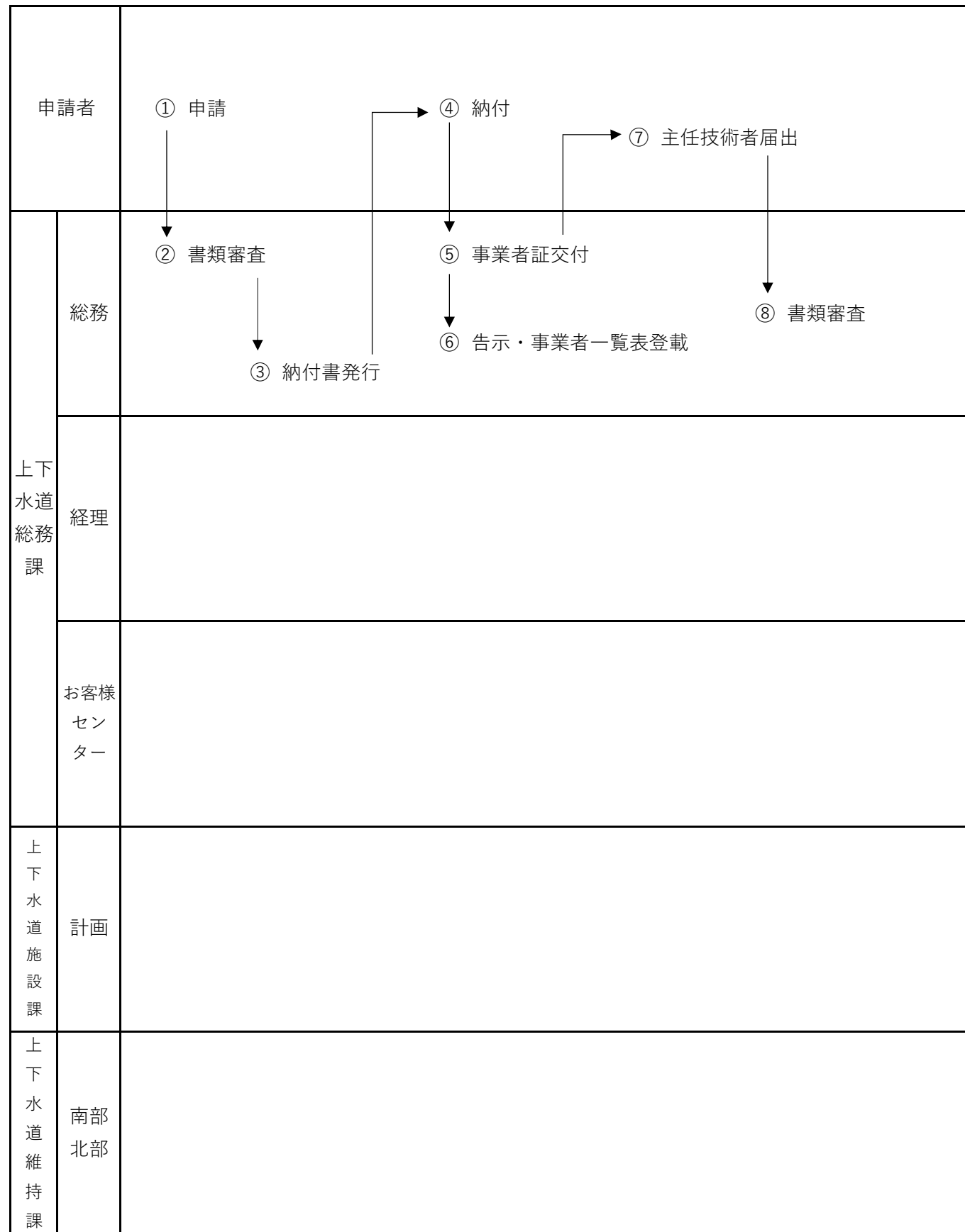


# 事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 給水装置工事事業者の指定・更新

根拠法令： 北杜市指定給水装置工事事業者規程



項番	項目	説明
①	申請	申請者より、「指定給水装置工事事業者指定・更新指定申請書」の申請を受け付けます。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。 個人事業者の場合は、市民サービス課戸籍住基担当に問い合わせの上、住民基本台帳システムにて同一人照会（住所、生年月日等）を行います。
③	納付書発行	申請手数料に係る納付書を発行し、申請者に郵送します。
④	納付	送付された納付書にて、手数料を納付してください。 金融機関から水道局への納付連絡に時間を要するため、早急に事業者証が必要な場合は、窓口等で納付済領収書を提示してください。
⑤	事業者証交付	事業者証を交付し、郵送にて送付します。
⑥	告示・事業者一覧表登載	給水装置工事事業者の指定に関する告示を、市役所本庁及び支所の掲示板に掲載します。 給水装置指定工事者一覧表に登載し、ホームページに掲載します。
⑦	主任技術者届出	事業者の指定を受けた日から14日以内に、「給水装置工事主任技術者届出書」を提出してください。 ※添付書類につきましては、ホームページをご覧ください。
⑧	書類審査	提出された届出書類の内容や添付書類の確認を行い、不備等がなければ受理いたします。
⑨		
⑩		